主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意について。

所論は、結局量刑不当の主張に帰し刑訴応急措置法一三条二項により上告適法の 理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 茂見義勝関与

昭和二六年三月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	鵉	藤	悠		輔
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	岩	松	Ξ		郎